

一般競争入札参加者の心得

高知警察署

一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札の一般的注意

- (1) 入札執行の時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、事前に連絡すること。
- (3) 入札者は入札参加資格者として確認された者、又はその代理人とする。
- (4) 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- (5) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び名称、代表者の職氏名を記入し「代理人」の表示をして、代理人の住所及び、氏名を記入し押印すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- (3) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- (4) 押印を省略する場合に訂正が必要となった際は、訂正ではなく再作成すること。
- (5) いったん投かんした入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

3 無効の入札

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (6) 入札書の押印を省略した場合、入札者又はその代理人の本人確認が行えなかった入札書

4 失格の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札

5 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格で入札をした者のうち最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随時契約の折衝を行うことがある。

6 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。